

月刊

日本行政

5

Top Message

近時往来

no.642 2026
may

Leadership

- ・自賠償保険（共済）の保険金（共済金）を行政書士が「代理受領」することは適切か

Special Report

- ・遺言書のデジタル化について
- ・「一般社団法人 行政書士学会」設立について

Topics

- ・日本公証人連合会との懇談会を開催
- ・令和7年度報酬額統計調査の実施結果について



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会会長
宮本 重則

近時往来

大韓行政士会ユン会長をお迎えして

3月10日から12日までの3日間、大韓行政士会のユン会長を始めとする同会の19名の皆様が、我が国の行政書士制度に関する調査研究及び本会との親善交流を目的として、初めて来日されました。

大韓行政士会との交流は、令和6年3月20日から22日まで、本会の行政書士制度調査室及びデジタル推進本部に外部有識者を加えた調査チームを大韓民国（以下「韓国」という。）に派遣し、韓国の行政士制度や行政手続のデジタル化への対応等に関する調査を行うとともに、同会との交流を実施したことに始まります（本誌令和6年11月号（No.624）10～14ページ参照。）。

さらに、昨年2月19日から21日まで、本会の常任会長（当時）を始めとする第一次訪韓団（20名）を派遣し、19日には、両国の行政書士制度及び行政士制度の発展による両国民の権利利益の実現を図ることを目的とした「日本行政書士会連合会と大韓行政士会の相互交流に関する協定」をファン会長（当時）との間で締結しました。あわせて、21日までの間に、韓国政府等を訪問し、同国の行政士制度や行政手続のデジタル化への対応等について調査を行いました（本誌令和7年4月号（No.629）1～2ページ及び同年8月号（No.633）29～35ページ参照。）。

そして、この3月、ユン会長を始めとする大韓行政士会の皆様をお迎えし、両会の友好交流は着実に深化しています。

10日には本会主催の歓迎レセプション、11日に

は両会主催による「2026 日韓行政書士制度比較・発展シンポジウム」を開催し、12 日には総務省、デジタル庁、国会（参議院）及び東京都の東京開業ワンストップセンターを訪問して、レクチャーを受けるなど、短期間ながらも、精力的な視察及び交流を行いました。

現在、韓国の国会には、行政士の登録の行政士会への一元化、無資格者による行政士業務の表示や広告の制限及び違反者に対する罰則の新設等を内容とする「行政士法一部改正法律案」が上程されており、大韓行政士会の最大の懸案は、その早期成立であると伺っています。

また、特定行政書士制度に対しても強い関心があり、今回の訪日を通じて得られた知見や情報を踏まえて、今後、行政士法の改正等についての検討が進むものと考えられます。

我が国の行政書士制度と同様の制度を有するのは韓国に限られると承知していますが、特定行政書士が行政不服審査に大きく関与することとなった今般の行政書士法の改正には、前 2 回の韓国の調査の成果が寄与していることを踏まえ、今後は、諸外国における行政不服審査制度についても調査研究を進め、国民の権利利益の実現に資する制度については、積極的に採り入れていく必要があると感じています。

一般社団法人 行政書士学会の発足に際して

3 月 25 日には、一般社団法人 行政書士学会（以下「学会」という。）の臨時社員総会（設立総会）が開催されました（本誌 6～7 ページ参照）。

学会の設立は、昨年 12 月 7 日に逝去された故山下清兵衛弁護士（前マリタックス法律事務所代表）が約 5 年前に提唱されたことを契機として、関係者間で協議、調整が重ねられ、昨年 10 月 23 日に設立登記が行われたものです。

そして、行政書士法公布 75 周年、改正行政書士法施行という節目の年に設立総会が開催され、55 名の社員により本格的に始動したことは誠に意義深いものであります。

学会は、行政書士業務に関する学術研究や調査、学術講演会の開催、学会誌や学術図書等の刊行、教育や研修の実施に加え、専門行政書士の認定等を目的としており、今後、これらの活動を通じて行政書士制度の向上に資するとともに、専門行政書士の普

及を通じた国民の行政書士に対する認知度の向上等にも大きく寄与するものと期待されます。

本会としても、学会との連携を積極的に図ってまいりたいと考えています。

杉本伊東市長を訪問して

4 月 6 日には、本会の平岡副会長、常住名誉会長（日政連会長）及び伴広報部長並びに静岡会の土田会長及び田畑静岡政連会長とともに、静岡県伊東市の杉本市長を訪問しました。

杉本市長は、令和元年 9 月に行政書士杉本かずや事務所を開所され、同月に執行された伊東市議会議員選挙で初当選された後、2 期にわたって市議会議員を務められました。また、令和 3 年 11 月には特定行政書士の付記を受けられ、昨年 12 月 14 日に執行された伊東市長選挙において初当選されました。

今回の訪問に際しては、同市における人口の大幅な減少や地域経済を支えてきたサービス業従事者の高齢化、空き家や空き店舗の増加、更には相続や成年後見等に関する諸課題が顕在化している現状を踏まえ、行政書士がその専門的な知見をいかして、行政と住民の架け橋となり、地域を支えてまいりたいという点をお伝えしました。

伊東市においては、これまでも窓口への行政書士法違反防止プレートの設置や静岡会が他士業団体と連携して定期的実施している市民向け無料相談会への協力など、行政書士制度への御理解をいただけてきました。

現在は、インバウンドによる民泊関連のトラブルや高齢社会における事業承継の問題などの課題もあるとのことですので、行政書士の更なる活用について提案いたしました。

また、全国の行政書士会員でもある首長の皆様との意見交換・交流の場の創設についても話題となり、非常に前向きで有意義な訪問となりました。

以上、最近の本会を取り巻く様々な動きについて申し述べましたが、国内外で情勢が刻々と変化する中であっても、私たち約 5 万 5 千人の行政書士は、不断の研鑽を重ね、国民の権利利益の実現に努めていかなければなりません。会員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

5

日本行政

MONTHLY No.642 MAY. 2026

C o n t e n t s

Top Message

近時往来..... 1

Leadership

自賠償保険(共済)の保険金(共済金)を行政書士が「代理受領」することは適切か..... 4

Special Report

遺言書のデジタル化について..... 5

「一般社団法人 行政書士学会」設立について..... 6

Topics

日本公証人連合会との懇談会を開催..... 8

令和7年度報酬額統計調査の実施結果について..... 8

Information

令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項..... 9

本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について..... 13

単位会別会員数一覧..... 14

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内..... 15

行政窓口における「特定行政書士証票」の提示について..... 16

一般倫理研修受講について..... 17

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 18

■ Pick UP!単位会..... 19

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～..... 23

■ ADR推進本部から..... 25

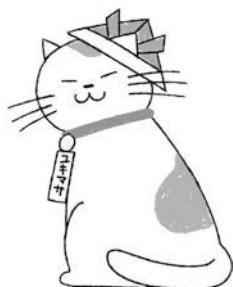
■ 日行連の主な動き(3月)..... 27

■ 中央研修所通信5月号..... 29

■ コスモスInformation..... 33

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 41

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

自賠責保険（共済）の保険金（共済金）を 行政書士が「代理受領」することは適切か

専務理事 田後 隆二



最近、整骨院・接骨院の柔道整復師と提携し、自賠責保険の保険金を「代理受領」した上で、施術料を水増しして請求している行政書士がいるのではないかと、という話を耳にするようになりました。

自賠責の保険金請求書は支払指図書を兼ねており、保険金の支払先として住所・氏名及び振込先口座を指定します。通常は請求者本人や病院等を支払先に指定しますが、代理人である行政書士を指定することも可能とされています。

自賠責保険の保険金が支払われる際には、保険会社から「支払通知書」が届きます。これは保険金の振込とほぼ同時、又は振込後速やかに郵送又は電子通知で送付され、支払総額のほか、治療費・通院交通費・休業損害・慰謝料など項目ごとの金額が記載されています。代理受領の場合、この「支払通知書」は代理人のみに送付され、特段の指定がない限り請求者本人には届きません。

柔道整復師と提携する一部の代理人行政書士の中には、代理受領した保険金から行政書士報酬・実費、柔道整復師の施術料等を差し引いた上で、残額を本人の口座に振り込む対応を取っている者がいるようです。この仕組みが施術料等の水増し請求の温床になっていると、支払元である損害保険料率算出機構が認識しているとの情報もあります。

そもそも自賠責請求業務の根拠となっている旧自治省回答は次のとおりであり、現在も有効とされています。

昭和 47 年 5 月 8 日 自治行第 33 号、日本行政書士会連合会会長宛 行政課長回答

問：自動車損害賠償保障法第 15 条、第 16 条、第 17 条及び第 72 条の規定による保険金等の請求に係る書類を被保険者等の依頼を受け、報酬を得て作成することは、行政書士の業務範囲と考えるがどうか。

答：お見込みのとおり。

平成 13 年の行政書士法改正を踏まえれば、「保険金等の請求に係る書類を代理人として作成すること」が行政書士の業務と整理されます。しかし、この回答はあくまで「書類作成」が行政書士の業務範囲であることを確認したにすぎず、行政書士が代理人として保険金を受領すること（代理受領）まで認めたものと解するのは難しいのではないのでしょうか。

このような解釈から、私が所属する交通事故実務研究会（平成 14 年から月例研修会を 260 回以上開催）では、「保険金の代理受領は控えるべきである」という点が会員の共通理解となっています。たしかに、保険金が請求者本人に直接振り込まれると、代理人行政書士が報酬を取り損ねる可能性はあります。しかし、請求者本人との信頼関係を構築・維持していれば、そのような懸念は本来生じないはずです。

なお、保険会社が用意した委任状様式の「受領」の文言を削除して提出したところ、「それでは請求者本人への支払指図もできなくなるので削除しないでほしい」と指摘されたとの報告もあり、注意が必要です。

昨年 8 月には、損害保険料率算出機構の役員が日行連を訪れました。行政書士による自賠責保険請求が最近 4 倍ほどに増加しているため、今後情報共有を密にしたいとのことでした。

不正請求に関与することは言語道断ですが、疑念を抱かれることのないよう、代理受領を控える、あるいは請求者本人も支払内容の詳細を確認できるよう配慮することが必要ではないのでしょうか。

遺言書のデジタル化について

行政書士制度調査室 民事法務デジタル化分科会
座長 我妻 敦

1. 公正証書遺言のデジタル化

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）が令和7年10月1日から施行されたことにより、公正証書に係る一連の手続が全面的にデジタル化されました。

一方で、公正証書遺言を公証役場に赴くことなく、ウェブ会議によるリモート方式にて作成することについては、嘱託人の希望があり、かつ公証人が「相当」と認める場合に限るなど、一定の要件が設けられています。ここで「相当」とは嘱託人の本人確認や意思確認に問題のないケースが想定されており、また形式的な要件としてリモート方式に適した機材（パソコン・電子署名用のペンタブレット等）・通信環境の具備も必要となっており、本来的にリモート方式による需要が高いと思われる高齢者や、傷病等で外出が困難な方、公証役場から遠くにお住まいの方などが十分に活用できるための環境整備が当面の課題となっています。

この点において、地域的偏在の少ない行政書士が、依頼者と公証役場の懸け橋となることがこれまで以上に求められる中、依頼者本人が通信環境や機材の確保、またプライバシー確保のできる個室などが準備できない場合には、行政書士が代替的にこれらの環境を提供するなどの工夫も必要になるでしょう。

2. 自筆証書遺言のデジタル化

法制審議会民法（遺言関係）部会第17回（令和8年1月20日開催）において、「民法（遺言関係）

等の改正に関する要綱案」が取りまとめられました。この中で、新たに遺言の全文をパソコンやスマホでの作成も可能とする「保管証書」方式による遺言書作成が盛り込まれ、デジタル方式による自筆証書遺言として位置づけられています。

具体的な保管に係る手続については、法務局における自筆証書遺言保管制度に規定する遺言書保管官に、ウェブ会議や対面にて遺言の全文を口述する方式が予定されています。

この点において、機材・通信環境の整備や、ウェブ会議時のプライバシー確保などの課題は前述のリモート方式による公正証書遺言作成に係る内容と共通しています。

また、現行の保管制度において保管の申請書については行政書士が作成することは認められていませんが、今般の法改正により「デジタル社会の進展を踏まえ」「国民の利便の向上」に努めるべく職責が定められたことを踏まえ、遺言書の作成に関する、相談、起案、保管手続といった一連の流れを遺言作成支援の専門家である行政書士がワンストップで関与することが、新たな「保管証書」方式の普及促進に資するのではないのでしょうか。

3. 終わりに

甚だ雑駁ではありますが、今回は遺言書のデジタル化について寄稿いたしました。行政書士制度調査室の民事法務デジタル化分科会では、引き続き行政書士業務の拡大確立に向けて、調査研究及び提言を行ってまいります。会員の皆様の御指導御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

「一般社団法人 行政書士学会」設立について

一般社団法人 行政書士学会
代表理事 関口 隆夫

1. はじめに

日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という。）は、会員への研修事業を行う組織として、「日本行政書士会連合会中央研修所規則」（以下、「規則」という。）に基づき中央研修所（以下、「研修所」という。）を設置・運営しています。規則第2条の目的規定では、「研修に関する施策の実施を通じて、行政書士の信用及び品位を高めるとともに資質の向上を図り、行政書士制度の発展に寄与するものとする」と定められています。

これを受け、研修所では各業務分野に対応した研修のVODコンテンツを作成し、これを全国の会員に原則無償で提供することを主要事業としています。令和5年度からは、希望する単位会のみに限るものの、プラットフォームの利用拡大を図り、単位会が独自に作成したVODコンテンツも搭載できるようになりました。

筆者は令和元年度から今日まで研修所所長・副所長として当事業に関与してきましたが、研修所のVODコンテンツは、リアルタイムの研修ではなく、かつ初心者からベテランまで幅広い会員を対象としている性格上、一般的・平均的な知識の伝達は十分対応できる一方で、より高度な専門知識の習得や専門分野に特化した専門行政書士の養成という点では必ずしも十分とはいえないという指摘を以前から受けてきました。

2. 士業連携について

行政書士の取扱い業務分野は幅広く、加えて本

年の改正行政書士法の施行を契機として取扱い範囲が更に拡大しているため、隣接法律専門職との接点が拡大・複雑化してきています。当然のことながら、関連士業との連携を図ることなしには顧客の依頼に十二分に応えることはできません。

しかし、全国組織同士では、業際に関する公式見解に相違がみられる部分もあり、傘下の会員同士がスムーズに業務連携できるよう日行連として支援することが難しいという問題があります。

そこで士業間の垣根を取り払い、広く相互の連携を図ることで、行政書士のみならず各士業者の業務拡大や依頼者の利益の向上につながる組織の存在が必要であると考えています。

特に事業承継や相続・成年後見・財産管理等の分野においては、弁護士はもちろん税理士や司法書士、社会保険労務士などとチームを組み、総合的な企画調整の下で業務を行うことが、顧客利益の最大化と満足度の向上に直結します。また、改正行政書士法の施行により特定行政書士の業務が拡大したことから、今後は許認可等に関する不服申立手続の増加が見込まれます。最終的に訴訟も視野に入れる場合、行政手続に精通した行政書士と弁護士などとの業務連携は不可欠となります。



3. 行政書士学会の設立

以上の観点から、日行連とは緊密に連携しつつも、共同・協力的な立場から日行連を支援する組織の設立が必要であるという認識に至りました。そこで、日行連の役員を中心メンバーとして、令和7年10月23日に「一般社団法人 行政書士学会」が設立登記され、令和8年3月25日、設立総会が開催されました。

事業の主たる目的としては、①行政書士業務に関する学術研究・調査、②行政書士業務に関する学術講演会の開催、③行政書士業務に関する学会誌・学術図書等の刊行、④行政書士業務に関する教育・研修、⑤専門行政書士の認定、⑥関連学術団体との連携・協調 を掲げ、事業を展開していく予定です。

当面は、会員（社員）数の拡大と業務の研究、研修会の開催が中心となりますが、今後の活動を通じて得られる学術研究内容をアーカイブ化し、行政書士業務のシンクタンクとしての機能も果たしていきたいと考えています。あわせて、対面での研修会や実務研修会を重ねることで、専門行政書

士の育成・認定も視野に入れた活動を行っていく計画です。そして、本来の目的である士業連携を全国的に広げていきたいと考えています。

会員資格は行政書士に限らず、士業を中心に幅広い分野の皆様の参画を想定しています。既に行政書士以外にも弁護士・税理士・研究者の方々が会員として登録されています。幅広い人材を確保するため、会費は年5,000円と低く抑えています。多くの士業関係者・研究者等の皆様に御参加いただき、行政書士制度の発展をともに担っていただくことを期待しています。

関心のある方は、詳細について下記メールアドレスまでお問い合わせください。

gyoseishosigakkai@gmail.com

（代表理事・関口隆夫）



日本公証人連合会との懇談会を開催

開催日：令和8年3月4日（水）

場 所：法曹会館「富士の間」

出席者：〈日本公証人連合会〉萩原会長、加藤・原両総括理事、大久保・金子・山下・吉田・高木各常務理事
 〈日本行政書士会連合会〉宮本会長、原田・竹田両副会長、田後・関口両専務理事、坪川・櫻田・関谷各常任理事、山本理事

先般、日本公証人連合会（以下「日公連」という。）の役員の皆様と宮本会長を始めとする本会役員との懇談会を開催しました。

当日は、日公連の金子常務理事が司会を務め、日公連の萩原会長、本会の宮本会長からの挨拶、出席者の自己紹介に続いて、山本理事の乾杯により、懇談会が始まりました。

日公連からは、公証人法の改正に伴う公正証書のデジタル化について説明があり、本会と連携して推進した広報活動に対し感謝の意が示されました。また、今後も公証関係手続のデジタル化が予想されることから、各地の行政書士会とも協力関係を深め対応していきたいと述べられました。

本会からは、公正証書のデジタル化に関する会員への研修や全国各地で開催する合同相談会に御協力いただいていることについて御礼を申し上げました。また、今般の行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）について、改めて概要を御説明し、今後は行政手続だけでなく権利義務・事実証明分野の手続に関するデジタル化への対応を視野に入れ、引き続き日公連を始め公証人の皆様と協力して対応していきたい旨を申し上げました。

その他、両会の近況報告を交えながら意見交換が進み、終始和やかな雰囲気の中で閉会となりました。

限られた時間ではありましたが、相互に理解を深めることができ、大変有意義な会合となりました。



令和7年度報酬額統計調査の実施結果について

<総務部>

本誌令和7年12月号（No.637）でお知らせいたしましたとおり、本会では、本年1月、行政書士法第10条の2第2項の規定に基づき「報酬額統計調査」を全国一斉に実施いたしました。

本会が実施する「報酬額統計調査」は、本会報酬額統計調査規則に基づき5年ごとに行われるもので、今回が9回目です。入会后5年を経過した会員の中から、単位会ごとに100分の20を乗じた数の会員を行政書士名簿及び行政書士法人名簿から無作為抽出した7,820名を対象に、1月初旬、協力依頼通知とともに調査票を送付しました。

今回調査対象とした業務は、前回の410項目から77項目増の487項目で、それぞれについて令和7年1月から12月までの間に実際に当該業務で受領した1件当たりの報酬額（消費税込み、立替金含まず）を調査票に記入していただき、無記名・郵送により2月27日を最終締切りとして回収しました。（回収数：2,491／回収率：31.9%）

その後、回収した回答を業務項目別に精査した上、業務項目別に有効回答者数と金額分布を示すとともに、「最小値」、「最大値」、「平均値」及び「最頻値」を求めました。

御多用にもかかわらず御協力くださった会員の皆様、各都道府県行政書士会に厚く御礼申し上げます。

業務項目別の詳細結果については、現在、本会ホームページ（ホーム>日行連について>情報公開>報酬額の統計）に公表しています。



【日行連ホームページ <https://www.gyosei.or.jp/about/disclosure/reward>】

令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項

<中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の4第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の4第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

研修概要

1 受講資格

行政書士

（申込み時点において、行政書士名簿に登録されている者）

2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了となります。

(1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉 令和8年8月3日（月）～9月15日（火）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 【約1時間×18コマ】
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の概説	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

(2) 考査

令和8年10月18日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※考査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈考査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための考査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政法」（弘文堂刊）、「行政書士のための要件事実の基礎」（日本評論社刊））の内容の理解を問う出題です。

なお、令和8年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

※令和8年度からサブテキストが「行政法【第7版】」に変更となりました。旧年度の教材をお持ちの方は御注意ください。

3 申込みについて

(1) 申込期間

令和8年4月1日（水）9：00～

令和8年6月19日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

(2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申し込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジット決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いいたします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、11ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

5 結果通知

修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

6 災害発生時等における講義・考査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・考査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

その場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈考査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、考査を中止することがあります。

考査中止の場合は、次年度への振替とします。

7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

研修における諸注意

講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、お申し込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします（令和8年7月17日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政法【第7版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、「行政法【第7版】」のみの送付となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2日目自由受講の受講者を除く。）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」にのっとりビデオ講義を視聴してください。

考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位名、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を済ませてください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
 - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の席に着席してください。
 - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
 - ・帽子類（フード等を含む）の着用は、試験当日の本人確認が困難になりますので認めません。着用が必要な特別な事情等ございましたら、事前に本会事務局研修課まで御確認ください。
 - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。

- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位会を經由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等に必要範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

その他

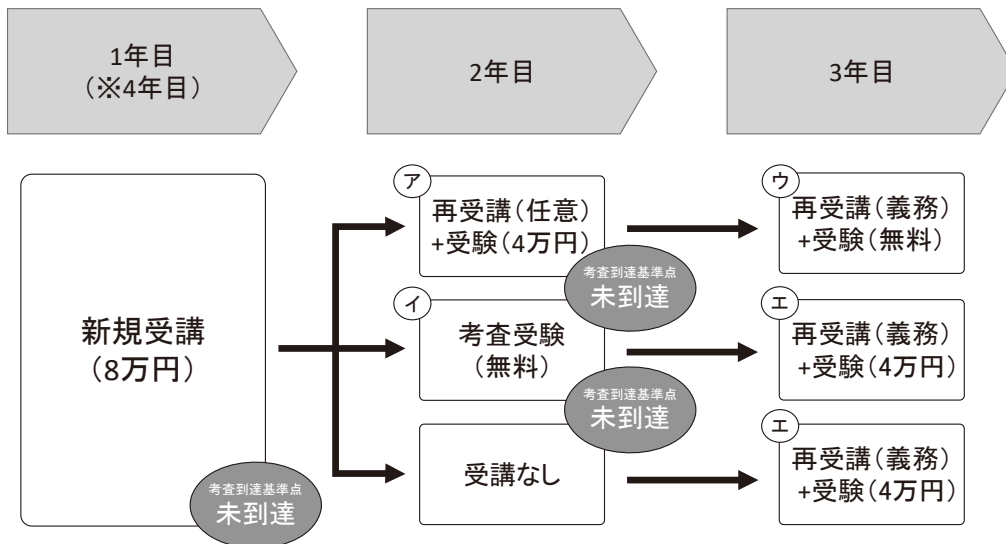
- (1) お申し込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

お問合せ・御連絡先

- 本研修のお申し込み手続に係る御照会
(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 03-6450-1622
- 本研修の内容に係る御照会
日行連事務局研修課 03-6435-7330

〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申し込みが必要となりますので御留意ください。



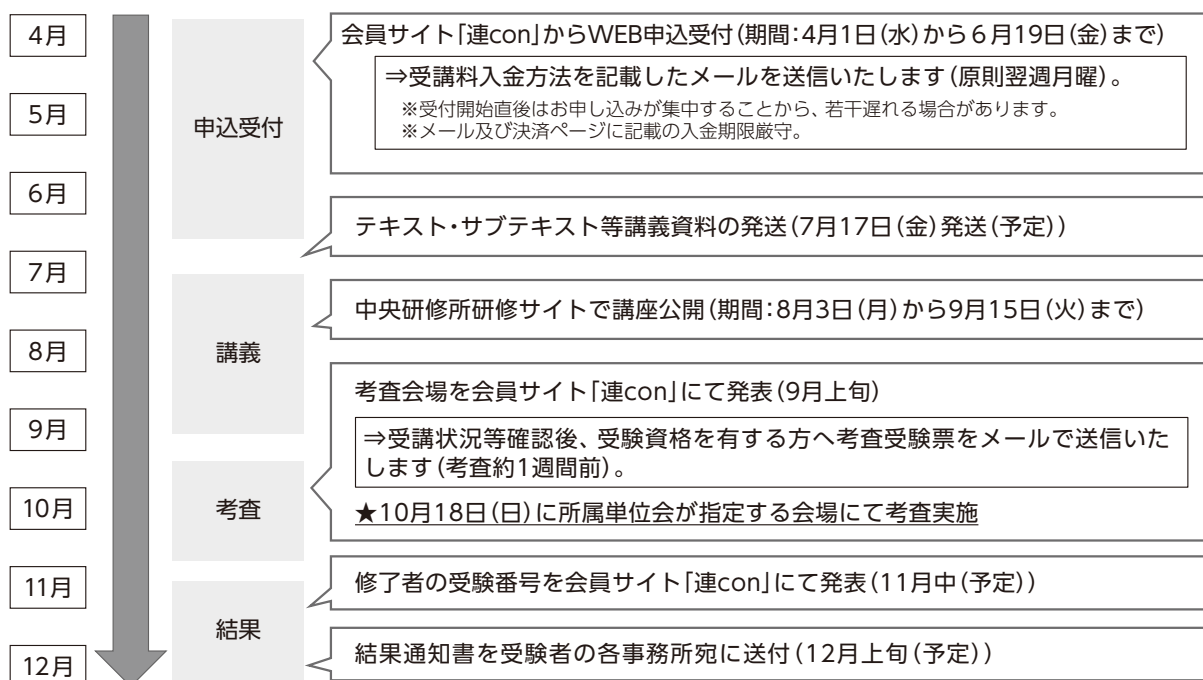
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考査の受験要件を満たしていると判定された方のみが対象です。

※2・3年目に申し込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申し込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉑～㉓のいずれかを選択してください。

※2年目の㉑については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、考査を受験することができます。

〈令和8年度特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



〈WEB 申込手順〉

1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和8年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申し込みをしてください。

4 受講料の支払い

申し込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください(入金後、支払完了メールが届きます。)

〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について

<広報部>

「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年法律第65号）が令和8年1月1日から施行され、特定行政書士の業務範囲が拡大されることに伴って、国民からの行政不服申立ての代理業務の需要が一層高まることが予想されることから、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」の項目を追加いたしました。

特定行政書士の付記を受けた会員が、令和8年1月1日以降、会員専用サイト「連con」にログインすると「マイページ」の編集画面内の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」のチェックボックスが表示され、登録が可能になりましたので、その登録方法について、次のとおり御案内いたします。

追加場所

日本行政書士会連合会
 行政書士とは | こんなときにご相談を | 日行連について | 日行連の活動

行政書士会員検索

名前から探す

氏名

漢字、フリガナまたは英字（例：行政太郎）
 ※姓名の間はスペースをご入力ください。
 ※フリガナ、英字は全角でご入力ください。

取扱い業務から探す

主な取扱い業務

- 農地・土地開発
- 建設業・経審
- 社会保険・労働保険
- 会社・法人
- 運送・自動車
- 遺言・相続・遺産分割
- 外国人関連
- 知的財産
- 中小企業支援
- 風俗・各種営業
- 産業廃棄・環境
- 権利義務・事実証明
- 行政不服申立て

行政不服申立て

登録方法（連con）

※特定行政書士の付記を受けた会員のみ

連con

氏名 のプロフィール

マイページ

変更する

登録情報

氏名

ログインID

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③下にスクロールし「主な取扱い業務」の「行政不服申立て」の左のチェックボックスにチェックを入れる。

④「保存」をクリックする。

单位会別会員数一覽

<令和8年4月1日現在>

区分 单位会	個人会員数			法人会員数			
	R 7. 10.1	R 8. 4.1	増減	R 7. 10.1	R 8. 4.1	増減	
北海道地方協議会 北海道	1,959	1,966	7	56	67	11	
東北地方協議会	秋田	293	283	△ 10	5	5	0
	岩手	412	407	△ 5	10	10	0
	青森	356	357	1	7	7	0
	福島	751	740	△ 11	20	23	3
	宮城	1,050	1,062	12	34	36	2
	山形	449	443	△ 6	5	5	0
関東地方協議会	東京	8,440	8,573	133	413	438	25
	神奈川	3,424	3,425	1	113	119	6
	千葉	2,367	2,389	22	57	61	4
	茨城	1,230	1,241	11	27	27	0
	栃木	907	902	△ 5	16	16	0
	埼玉	2,699	2,694	△ 5	62	66	4
	群馬	1,107	1,108	1	13	17	4
	長野	989	990	1	14	16	2
	山梨	385	386	1	5	5	0
	静岡	1,537	1,524	△ 13	39	39	0
新潟	887	883	△ 4	24	25	1	
中部地方協議会	愛知	3,425	3,447	22	116	124	8
	岐阜	900	911	11	18	19	1
	三重	733	734	1	14	16	2
	福井	340	339	△ 1	6	7	1
	石川	417	417	0	10	13	3
	富山	401	405	4	14	17	3

区分 单位会	個人会員数			法人会員数			
	R 7. 10.1	R 8. 4.1	増減	R 7. 10.1	R 8. 4.1	増減	
近畿地方協議会	滋賀	519	523	4	9	9	0
	大阪	3,984	4,028	44	166	170	4
	京都	975	976	1	31	32	1
	奈良	504	516	12	13	14	1
	和歌山	356	363	7	6	6	0
	兵庫	2,073	2,071	△ 2	43	44	1
中国地方協議会	鳥取	219	212	△ 7	3	3	0
	島根	280	285	5	3	3	0
	岡山	802	808	6	28	29	1
	広島	1,252	1,254	2	24	25	1
四国地方協議会	山口	496	498	2	7	7	0
	香川	439	439	0	10	10	0
	徳島	326	326	0	10	10	0
	高知	272	271	△ 1	6	6	0
	愛媛	566	566	0	13	14	1
九州地方協議会	福岡	1,850	1,860	10	54	57	3
	佐賀	269	265	△ 4	5	7	2
	長崎	412	410	△ 2	11	11	0
	熊本	697	704	7	18	18	0
	大分	397	396	△ 1	13	13	0
	宮崎	484	481	△ 3	14	15	1
	鹿児島	821	822	1	19	21	2
沖縄	488	486	△ 2	18	17	△ 1	
合計	53,939	54,186	247	1,622	1,719	97	

特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに搭載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませよう願いたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



令和8年度(令和8年6月～令和9年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	6月16日(火) ～6月26日(金)	4月中旬	5月7日(木) ～5月13日(水)	7月17日(金)	-
実務研修会 (更新)	7月14日(火) ～7月24日(金)	5月中旬	6月2日(火) ～6月8日(月)	8月6日(木)	8月18日(火)
事務研修会 (新規)	9月4日(金) ～9月14日(月)	6月下旬	7月17日(金) ～7月24日(金)	10月7日(水)	-
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

特定行政書士会員の皆様へ

行政窓口における「特定行政書士証票」の提示について

＜特定行政書士制度普及推進委員会＞

本年1月1日に行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が施行され、特定行政書士の業務範囲が拡大されました。

これにより、今後、行政庁に対する不服申立てに関する問合せや依頼が増加し、当該業務を取り扱う特定行政書士が増えることが見込まれます。

つきましては、行政窓口における資格確認を円滑に行っていただくため、当該業務を行う際には、行政窓口において「特定行政書士証票（又はその写し）」を必ず御提示くださいますようお願い申し上げます。

あわせて、特定行政書士の付記後に証票の更新を行っていない場合には、速やかに証票を更新していただきますようお願い申し上げます。

今後とも、特定行政書士制度の普及推進に御理解御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例:令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで)。

【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例:令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日)

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<一般倫理研修マニュアル>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
 日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

島根県

行政書士会

退職予定の公務員に向けた行政書士制度及び行政書士会の紹介について



島根会では、退職予定の県職員に対し、行政書士登録及び行政書士会への入会を促進することを目的として、島根県が毎年開催する「退職予定者の福利厚生制度説明会」において行政書士制度及び当会の活動を紹介しています。

具体的には、行政書士資格第6号要件を始めとして、行政書士制度の概要、当会の活動内容、行政書士の業務内容等について説明しています。本年度は、1月下旬に松江会場（参加者 45 名）及び2月上旬に出雲会場（参加者 22 名）において開催された説明会に、それぞれ担当副会長が出席しました。説明会では、社会福祉協議会や JICA 等の他団体と並び、行政書士会への入会案内や、当会が主催する行政書士開業セミナーへの参加を呼び掛けました。

特に本年は、改正行政書士法の施行により、行政書士の社会的地位が向上している点や、業務範囲・業務量の拡大が期待される点について重点的に説明しました。これに対し、説明会参加者からの関心は高く、説明会終了後には、本会事務局に対して公務員職歴証明書に関する問合せが増加しています。

こうした取組の結果、令和7年度における当会入会者のうち、退職公務員が占める割合は約三分の一となり、増加傾向を示しています。

大阪府

行政書士会

行政書士記念日事業「行政×行政書士×地域切れ目のない権利擁護支援へ」を開催



令和8年2月8日、大阪会と公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部の共催により、行政書士記念日事業「行政×行政書士×地域切れ目のない権利擁護支援へ」を開催しました。当日は行政機関職員、福祉関係者、専門職など114名が参加し、成年後見制度を中心とした権利擁護支援について理解を深める機会となりました。

冒頭では、当会の奥村拓樹会長及びコスモスおおさかの泉井亮太支部長から挨拶があり、本事業の趣旨や地域における権利擁護支援の重要性が紹介されました。

第一部では、新潟大学法学部教授の上山泰様が「地域で支える権利擁護と成年後見」をテーマに基調講演を行い、統計データを踏まえた成年後見制度の現状や、現在議論が進められている制度改正の方向性について分かりやすく解説されました。制度の背景にある社会課題にも触れられ、参加者に多くの示唆を与える講演となりました。

第二部では、上山泰教授、泉佐野市社会福祉協議会の山本直哉様、東大阪市福祉部地域福祉室地域福祉課の大西さゆり様、泉井亮太支部長が登壇し、パネルディスカッションが行われました。行政・福祉の現場の課題や成年後見制度の実務について活発な意見交換が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。

最後に当会の中井英樹副会長から総括の挨拶があり、盛会のうちに閉会となりました。本事業を通じて、行政・福祉・専門職が連携し、地域において切れ目のない権利擁護支援を実現していくことの重要性が改めて共有されました。



群馬県

行政書士会

令和7年度「行政書士記念日対面無料相談会」を開催しました



令和8年2月20日、前橋商工会議所会館において、群馬会とコスモスぐんまの共催で、行政書士記念日対面無料相談会を開催しました。

令和6年度に引き続き、新聞広告、ラジオ広告、群馬会ホームページで相談会の周知を行い、8件の相談がありました。うち6件の内容が「相続・成年後見関連」であり、相続業務の需要の高さを感じました。また、相談会を知ったきっかけは「新聞広告」5件、「ホームページ」2件、「公的機関からの紹介」1件という結果でした。相談者の方からは「相談して気持ちが楽になった」という感想もいただき、県民の皆様へのPRにつながる有意義な相談会になったと感じました。

一方で、令和6年度と比較すると相談件数は4件減少しており、ラジオ広告が相談につながらなかったことや、相談会場の利便性などが次年度以降の課題となりました。

今回の結果を踏まえ効果的な周知方法等について検討し、より一層行政書士制度の普及に向けた広報活動を実施できるよう努めてまいります。



奈良県

行政書士会

行政書士記念日イベント「落語をとおして考えよう みんなの終活」開催



令和8年2月20日、北葛城郡王寺町のやわらぎ会館3階にて、奈良会と公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部との共催で、行政書士記念日イベント「落語をとおして考えよう みんなの終活」を開催しました。当日は役場関係者を含め50人を超える方々に御来場いただきました。

イベントはコスモス奈良のメンバーによる終活セミナーから始まり、続いて終活を題材とした寸劇を披露していただきました。会場の雰囲気が温まった後、京都会の会員でもあり、奈良県五條市出身の落語家、桂雀太師匠に「代書^{だいしょ}」^{そこつながや}「粗忽長屋」の2席を御披露いただきました。

「代書」は、是非聞きたいとお願ひした演目でした。雀太師匠の怪演もあり、内容を知らない会員も楽しめました。「粗忽長屋」の演目は、「人が亡くなった後にバタバタするお話を」というアウトラインでお願ひしたもので、当日始まるまでは何を演じてくださるのか誰も知らないという状況でしたが、大阪の下町情緒あふれる語り口で場が一層盛り上がりました。

相談数こそ少なかったものの、その後に相談会も実施され、イベントは終了しました。

来年も同様のイベントを実施し、「かかりつけ行政書士」としての知名度向上に貢献したいと思います。



愛媛県

行政書士会

行政書士記念日事業として行政書士開業前セミナー (先輩行政書士に聞く) を開催



愛媛会では、令和8年2月22日の行政書士記念日事業として行政書士開業前セミナーを開催しました。本セミナーは行政書士に興味のある方を対象としており、昨年は13名のうち5名が登録に至りました。本年は昨年を上回る16名が参加し、今後の登録につながる事が期待されます。

セミナー前半では、開業20年以上のベテラン行政書士と開業10年未満の行政書士の2名が講師を務め、それぞれの経験を交えながら、行政書士業務のやりがいや開業時の注意点などについて講義を行いました。参加者は熱心に耳を傾けており、「業務で困ったときに相談できる先輩行政書士をどのように見つければよいか」など、具体的な質問も多く寄せられました。

後半は約30分間の個別相談の時間とし、講師2名に加え、別分野で活躍する行政書士2名にも参加してもらい、個別相談を実施しました。予定時間を超えて相談が続く場面も見られ、参加者の開業に対する高い関心と熱意がうかがえました。また、参加者からは「昨年は試験に不合格だったが、本セミナーを通じて再挑戦する意欲が湧いた」との声も聞かれました。

当会では、今後も2月22日の記念事業として本セミナーを継続して実施していく予定です。



北海道

行政書士会

特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会との 意見交換について



令和8年2月25日、北海道会会議室において国連 UNHCR 協会と面談しました。同協会からは理事・事務局長の川合雅幸様、ファンドレイジンググループ遺贈・相続担当の西元良枝様、吉田早苗様が出席されました。当会からは甲田副会長、成田副会長のほか、斎藤戦略推進部長、今井終活業務対策委員長、佐藤空家等対策委員長、平間広報部長が出席しました。

面談では、同協会の難民支援活動の概要や遺贈による寄付プログラムについて説明を受けるとともに、遺贈・相続に関するセミナー等における行政書士会との連携の可能性について意見交換を行いました。

早速、当会の会報春号(2026年3月発行)に、UNHCRの遺贈プログラム案内チラシを同封して、同協会の活動について、当会会員へ周知を図りました。

今後も情報共有を図りながら、相続・終活分野における社会貢献の観点から連携の可能性を検討していく予定です。



日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑2025」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発行されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。

行政書士紹介ページ(本記事は2025年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにも
わかりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発行されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。



秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (31 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 4 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

本田 栞 (26 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

平根 正夫 (44 歳) 山田事務所に所属する行政書士

山田事務所の社員行政書士。社会人としての経験が豊富で、即戦力として活躍中。

てできない。使用するには農業委員会の許可が必要なのだ。

農地の所有者が懇意にしている行政書士が、地元の農業委員会への申請手続きを担当していた。ところが、地主が所有している土地の一部が、無許可で転用されているとの指導があり、今回申請した手続きがストップしているということだった。

農地の無許可転用は、罰則もある違反行為なので、違反が事実であれば是正を求められることは当然である。違反転用の是正にはいくつかの方法があるらしい。平根先生はこの辺りの手続きについては経験豊富だった。

「違反転用の是正方法としては、まずは当たり前のことですが、元のように農地の状態に戻すこと。つまり原状回復する、それが原則です。それからもう一つは、後付けで許可をもらうことです。」

平根先生の農地法関連業務をこなす行政書士にとっては当たり前の対応のような説明に、中島は驚いた。

「えっ。違反していたのに、後から許可を取ることなんてできるんですか？」

「もちろん、違反していることはいけないことです。しかし、違反行為を全部取り締まるわけにもいかないという現実もあるというのが、役所側の見解でもあるようです。そこで、法律の趣旨に沿った現実的な運用を探っていくことがポイントになります。例えば、その規制の目的が取締りであれば、違反を見逃すわけにはいかないでしょう。交通に関する規制などの違反は、生命の危険につながります。罰則をもって違反を防止していると言えます。他方で、農地法の場合には、日本という国にとって大切な農地を守ることを主たる目的としているのは当然ですが、耕作に適さないような農地を、農地以外の用途として有効に利用したいという要望との調整機能も用意されている、と考えることができます。つまり、一定の要件を満たした場合には、農地の転用を許可するという制度です。そうであれば、仮に無許可であったとしても、農地以外の利用をしている状況が、許可を取得できる要件を満たした使用方法だったとしたら、原状回復させるよりも、許可を出して適法化するほうがいいとも考えられませんか？」

理路整然とした平根先生の話を聞いて、中島は少なからず混乱した。

「でも、それだと違反状態を追認することになってしまいませんか？ 私たち行政書士としては、とても依頼者にお勧めできる方法ではないし、相談されても受任することに躊躇しますよ。場合によっては違反行為に加担することになりませ

第二十七話：～交渉～

「ただいまー！」

「おっかえりなさいー！」

思いがけず泊まりがけとなった今回の出張から中島が帰宅したのは、夕方の帰宅ラッシュも落ち着いた頃だった。一泊しただけなのに、久しぶりに帰ってきたような感じがして、思わず「久しぶり！」と言ってしまい、栞と二人で笑い合った。

「結構大変だったみたいね。お疲れ様でした。」

テーブルに用意された遅めの夕食を囲み、パスタに合うワインをグラスに注いで、乾杯をしてから、出張先での出来事を話し始めた。

それは、今日の出来事だったが、中島にとっては初めての経験ばかりで、その情報量をまだ処理しきれていなかった。

平根事務所の応接室兼会議室で、平根先生と一緒に、山田事務所の麻衣先生とテレビ電話で打合せをした。

議題は、平根事務所の顧客である運送会社からの相談だった。

駐車場を拡張するため、営業所近くに土地を借りようとしたところ、その地目が畑であったため、運送会社の駐車場として利用する目的での農地転用許可が必要だったらしい。既に耕作されてはならず、ただの空き地であったが、登記簿上の地目が農地であれば農地以外に使用することは原則とし



んか?」

中島の言葉を受け止めながら、ペットボトルの水を一口飲んだ平根先生が続けた。

「中島先生の考えも、もちろん一理あると思います。ただ、私たち行政書士は、単なる代書屋ではないはず。行政手続の適正な運用のためという目的と合わせて、国民の利益を守るという二つの大きな目的を果たすことが求められています。そうだとすると、違反転用されている農地だからといって全てを原状回復させることが、果たして国民の利益になりますか?費用を掛けて造られた現状を壊した上で、改めて許可を取って作り直させるということが、行政が権力を使ってまでやるべきことでしょうか?私は、依頼者のために寄り添い、最善を尽くしたいと思っています。そのためには、行政庁との交渉も積極的に行う覚悟です。」

平根先生の言葉が中島に重く響いた。

その後は相談者である丸山運送の丸山社長と合流して、申請先である農業委員会に行った。そこでの平根先生の迫力は凄かった。

まずは違反していたことについて、地主からは違反転用の理由書と始末書を提出させることを約束させ、それを担当者に伝えた。それから、今回の転用許可申請と違反行為の該当地が別であることから、手続を明確に分離してほしいという要望を伝え、違反転用している農地については、原状回復には多大な費用が掛かること、現況において隣接する農地もないことから周囲への影響がないことをスマホの地図アプリを使いながら担当者に説明した。

平根先生の説明と提案を聞いていた窓口担当者は、「一旦上司と相談してきますので、あちらの椅子でお待ちください。」と言って奥のほうに消えた。

「いやあ、平根先生の迫力には、こちらも驚きました。」

中島がそういうと、その横で丸山社長が大きく頷いた。

「全くです。実は地主さんが依頼した行政書士さんにも相談したんですが、役所の指導に従うしかありませんの一点張りでした。地主さん側にも事情があるのでしょうか、無理も言えず、諦めようかと思っていました。結果はどうあれ、平根先生にあそこまで粘っていただいたおかげで、スッとしました。

私なんか現場の人間なんで、難しいことを言われるとカーッと頭に血が上ってしまって、ついつい声が大きくなっちゃうんで、平根先生みたいに理路整然と話しながらもこちらの言いたいことをしっかりと伝えてもらえて、本当にありがたく思います。」

自分たちよりもずっと年上の丸山社長が恥ずかしそうに頭を下げる様子を見ながら、中島は、ただの代書屋ではない行政書士の姿を見た気がした。

結局この件は、幸いにも違反していた農地が市街化区域に所在していたため、転用の届出を出すこと、その際に地主からの始末書を提出することだけで済んだ。

運送会社の駐車場の件については、手続を進めてくれるということで、月末には許可の見込みという回答までもらうことができた。

「いやあ、平根先生のおかげです。本当にありがとうございました。これで発注した車両もキャンセルしないで済みました。ありがとうございました。」

何度も頭を下げる丸山社長を役場の入り口で見送った二人は、どちらからともなく「ちょっと休憩しましょう。」ということになった。

役場の中にある喫茶店でコーヒーを飲みながら、中島が聞いた。

「平根先生、さっき、窓口の担当者との会話の最後の方で、何か小声でお話をされてましたけど、あれは何の話をしてたんですか?ちょっと聞き取れなかったんですが、その後すぐに上司に確認するってなったんで、気になってたんです。」

コーヒーを飲みかけた平根先生は、中島の質問に意表を突かれて思わずむせた。そして、改めて一口コーヒーをすすってカップを置いた。

「気付いてらっしゃったんですね。実は、このまま申請した手続を放っておくなら、不作為として審査請求することも検討していますって耳打ちしたんです。」

そう言いながら平根先生は片頬だけ上げてニヤリとした。

「お主も、悪よのう。」

中島のツッコミも決まり、二人は大笑いした。

「ということがありましたとさ。」

事の顛末を話し終えた中島がふざけた調子で言うと、それを聞いていた葉が意外にも真面目な表情で答えた。

「なんだか、すごいわね。行政書士さんってどうしても代書屋さんのイメージがあるし、そういう人も多いんでしょうから、地主さんが依頼した行政書士さんの対応も間違っているとはいえないけど。でも、やっぱり依頼者からしたら、もっと自分が言いたいことを行政側にきちんと伝えてほしいって思うもの。」

「そうだね。今までだったら自分も役所の指導には従うしかないって思い込んでいたけれど、平根先生のようなやり方が本来の行政書士のあるべき姿だって素直に思えたんだ。」

「それは、特定行政書士になったからじゃない?」

葉の言葉に中島はハッとされた。

「確かに、そうかも。ようし、これからは不作為の審査請求をちらつかせて、早く許可を出してもらおうかな。」

「お主も悪よのう。」

二人は爆笑した。

若手特定行政書士達の奮闘は続く。次回乞う御期待!



<第1回>

行政書士ADRの今後の展望
— 制度の担い手から、ADR基盤を支える存在へ —

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 本部員 船阪 悟

我が国における裁判外紛争解決手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution) は転換期を迎えています。近年では、ODR (Online Dispute Resolution) や特定和解など新たな手法や制度が導入され、今後の取扱件数の増加が期待されます。

今期 ADR 推進本部では、行政書士 ADR の今後の展望や行政書士 ADR センターでの取組事例について掲載いたします。

1 はじめに

制度発足以来、行政書士会認証 ADR 機関は、制度設計や規程整備など、私たち行政書士の強みが最も発揮される分野である業務規程の整備や調停人養成体制の構築を始めとした、制度的基盤の整備を着実に進めてきました。

一方、調停実績の面では、苦戦しているセンターも少なくありません。相談件数は一定数寄せられているものの、実際の調停件数は限られている、というのが現状です。

しかし私は、この状況を悲観的に捉える必要はなく、むしろ、行政書士 ADR が次の段階へ進むための転換点に立っていると考えています。件数の多寡のみにとらわれるのではなく、対話促進型調停という行政書士 ADR の特質を生かした独自の ADR センターの構築こそ今後進むべき方向性であると考えております。

2 ADR システムを支えるという発想

行政書士 ADR センターは、自らが事件を処理する主体であることはもちろんですが、他の ADR 機関の基盤システム構築にも貢献できる可能性を秘めています。ODR の実装支援を例にとって考え

てみましょう。多くの ADR 機関は、人的にも財政的にも非常に厳しい運営を強いられていますので、いざオンライン調停を開始しようとしても、業務規程の改定、個人情報管理体制の整備、記録保存方法の検討、通信環境の設計など、多面的な検討が必要となり、調停人の確保や経費の調達等に困難が伴います。こうした制度設計や規程整備は、正に行政書士の専門分野であり、行政書士 ADR センターが標準モデル規程や運営マニュアルを整備し、必要とする機関に提供できれば地域型・団体型 ADR 機関の負担軽減につながると思われれます。つまり行政書士 ADR が他の ADR システムを支えるという発想です。

行政書士 ADR センターの多くは、弁護士会との合意に基づく四分野を取扱範囲としていますが、取扱範囲外の相談や申込みが寄せられることも少なくありません。その際に、適切な ADR 機関へと丁寧につなぐ「交通整理機能」は、利用者保護の観点からも重要であり、これも ADR システムを支える役割の一つと言えるでしょう。

取扱範囲内の事案であっても、当事者の事情を丁寧に聴き取ることで、より適合性の高い機関が見えてくる場合があります。表面的には同一分野に見えても、紛争の性質や当事者のニーズは多様です。そうした「隠れたニーズ」に応じて最適な

機関へと橋渡しをすること、いわゆるハブ機能もADRシステムを支えることにつながります。利用者本位の視点に立ち、制度全体の最適化を図る。こうした発想は、ADRへの信頼を高めることにもつながります。

さらに、調停人養成研修のうち、調停理論や対話技法、倫理、模擬ADRなどの共通部分をモジュール化し、他機関にも開放できれば、小規模ADR機関の人材育成を支えることができます。私たちが蓄積してきた教育資源は、共有されることで、より大きな社会的価値を持つのではないのでしょうか。

3 調停技法を日常業務にいかす

次に重要と思われるのは、調停技法の内在化です。

対話促進型調停の核心は、傾聴、再構成、利害の可視化、合意形成支援にあります。これらは調停室の中だけでいきる技術ではありません。許認可業務における補正対応、契約締結前の利害整理、事前協議段階での調整など、日常業務の中にも応用できる場面は数多くあります。

行政書士は、紛争が顕在化する前の段階で依頼者に寄り添う専門職です。調停技法を基礎研修や継続研修に組み込み、実務での活用事例を共有していくことは、会員一人ひとりの業務の質を高めると同時に、紛争予防機能の強化にもつながるはずで

す。ADRの理念が社会に根付くかどうかは、実施機関や調停実施の件数だけでなく、日常業務の積み重ねにも左右されます。

4 認証取得支援という広がり

認証ADR機関の創設を希望する団体等への支援も、今後の展開として考えられます。1でも述べたように認証取得には、業務規程や倫理規程の整備、手続設計、申請書類作成、法務省対応など

専門的作業が必要です。これらは行政書士の専門性と大きく重なります。モデル様式やチェックリストを整備し、会員が支援しやすい環境を整えることができれば、新たな社会的役割を担うことも可能になるでしょう。

行政書士が自ら機関を運営するだけでなく、「ADRの担い手を育てる存在」となることは、制度の裾野を広げることにもつながります。

5 補佐人としての関与という選択肢

最後に、ADR当事者の補佐人としての関与について触れたいと思います。

当事者の自律的な対話を尊重しながら、合意内容の法令適合性や実現可能性を確認する役割は不可欠です。行政書士は、許認可法制や各種業法に精通し、生活や中小企業分野に密着してきました。その専門性は、合意を実効性ある形に整える後方支援において大きな力を発揮します。

補佐人として当事者を支える姿は、行政書士法の趣旨とも自然に調和する関与の在り方の一つといえるのではないのでしょうか。代理権の議論と対立するものではなく、関与の形を重層的に考える中で共有できる視点のように思います。

6 おわりに

行政書士ADRの未来は、認証機関や調停の実績だけで測られるものではありません。

支援者として、制度設計者として、教育者として、そして補佐人として、行政書士が持つ専門性を多面的にいかすことで、ADRはより実効的で身近な社会インフラへと成長していくはずで

す。「自ら解決する」ことから「社会が対話で解決できる仕組みを行政書士が支える」、この視点を皆様と共有しながら、行政書士ADRの次のステージを共に描いていければと願っています。

2日

月

運輸交通部門全国担当者会議

13日

金

警視庁・東京入管・日行連による三者協議会

3日

火

権利擁護推進委員会**【協議事項】**

- (1) 令和8年度事業計画案・予算案について
- (2) その他

17日

火

総務部会(～18日)**【協議事項】**

- (1) 令和7年度事業報告(案)及び次年度事業計画・予算(案)について
- (2) 職務上請求書関係事務取扱責任者会議の質問について
- (3) 単位会からの照会について
- (4) 諸規則の改正について
- (5) 「報酬額の手引き」について
- (6) 報酬額統計調査の結果について
- (7) 行政書士マニュアルの改訂について
- (8) 「行政書士法人の手引」の改訂について
- (9) 犯収法に係る本人確認ハンドブックの改訂について
- (10) 会長会について
- (11) 補助者の業務範囲について
- (12) カスタマー・ハラスメント対策について
- (13) 処分情報の公表について
- (14) 四国地協からの文書について
- (15) 単位会からの意見書について
- (16) 労働組合からの要望書について

4日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和8年度単位会総会の対応について
- (3) その他

常任理事会(～5日)**【合議事項】**

- (1) 令和8年度事業計画及び予算案について
- (2) 専門員の登用について
- (3) 日本政策金融公庫に向けた研修会に関する周知について
- (4) 単位会からの文書の閲覧・写しの請求申請書について
- (5) 旅費規則の一部改正(案)/会議謝金規則(案)について
- (6) 経理規則の一部改正(案)について
- (7) 行政書士賠償責任保険における財産管理業務への保険適用について
- (8) パブコム「不動産登記規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」について

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

19日

木

法規監察部**【協議事項】**

- (1) 照会案件等について
- (2) その他

10日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(184件)
- (2) その他

24日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(254件)
- (2) その他

25日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 令和8年度単体会総会の対応について
- (3) その他

常任理事会**【合議事項】**

- (1) 理事会の議案等について
- (2) 単体会からの照会内容について
- (3) 改正行政書士法による登録支援機関等からの問合せに係る日行連の統一見解について
- (4) 外国人技能実習機構への訪問に係る趣旨について
- (5) 「外国人の在留の公正な管理に係る協議会」に関する開示請求について
- (6) 専門員の登用について

27日

金

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 関係省庁等の訪問について
- (2) 福祉・医療関係業務のリーフレット作成について
- (3) 全国担当者会議について
- (4) アスベスト給付金制度について
- (5) 中国四国厚生局からの照会について
- (6) 消防関係手続の照会について
- (7) 令和8年度事業計画について
- (8) その他

31日

火

申請取次行政書士管理委員会**【協議事項】**

- (1) 申請取次関係研修の完全WEB化に向けた検討について
- (2) 「申請取次事務処理の手引き」の改訂について
- (3) その他

許認可業務部**建設・環境部門会議****【協議事項】**

- (1) 建設業セミナー2026について
- (2) 令和8年以降の建設業セミナーの実施について
- (3) 全国担当者向けの環境系産廃セミナーの実施について
- (4) 令和8年度事業計画、令和7年度事業報告について
- (5) 「月刊日本行政」記事の執筆について

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手続に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手続における添付書類の削減や手続の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。

VOD 紹介「令和7年度特定行政書士ブラッシュアップ研修」

<中央研修所>

今月は、本年3月に新しく追加された「令和7年度特定行政書士ブラッシュアップ研修（2講座）」を御紹介します。

本年1月1日施行の「行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）」により、特定行政書士は新たなステージへと踏み出しました。

令和7年度は、法改正により業務範囲が拡大した特定行政書士の能力維持・向上を図るとともに、会員が自信を持って審査請求に臨めることを目的として、「より実務に即した研修」となるようVOD講座を制作いたしました。

本研修は、審査請求手続全体を大きく三つの段階に分け、各段階についてそれぞれ詳細に解説する全3回の構成になっています。令和7年度は第一回です。

特定行政書士の方はもちろん、特定の付記を受けていない方も**無料**で受講できます。是非積極的に御活用の上、特定行政書士への理解を深める一助としていただければ幸いです。

● 研修情報 ●

講座タイトル

- ①〈基礎・理論編〉審査請求のイロハ第一回（全三回）－総論、審査請求書の提出から審理員の指名の前まで－
- ②〈実践編〉具体的事例を通して、審査請求の手続を確認し行政法的思考を学ぶ

講師プロフィール（役職は収録当時のものです）

講義時間 約1時間30分（1講座）

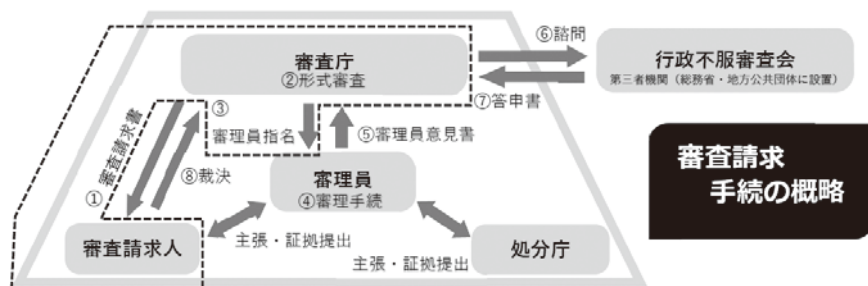
弁護士
水野 泰孝 様

受講料 無料

行政事件の取扱い実績が豊富で、特定行政書士制度にも精通し、令和3～6年度特定行政書士ブラッシュアップ研修の講師を担当いただいています。

講義内容

- ① 下記概略図の点線内①～③について、審査請求を概観しながら、実務に必要な理論に絞って分かりやすく解説いただいています。



- ②〈基礎・理論編〉に対応し、特に行政書士の関与が期待される分野で身近な事例を中心として、実際の事例や想定事例等を題材に、実践を意識した構成で解説いただいています。

《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧」特定行政書士関係研修>特定行政書士ブラッシュアップ研修」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト二次元コード



成年後見人等としての意思決定支援 —本人中心主義の実現に向けて—

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・広報委員長 花村 奈生子



1. はじめに

平成12年に施行された成年後見制度は、今、大きな変革期を迎えています。現行の成年後見制度における利用者の不便さや硬直性を解消し、柔軟で利用しやすい制度への抜本的な見直しを図るため、令和6年2月、法制審議会に民法（成年後見等関係）部会が設置されました。以降、審議が重ねられてきましたが、令和8年2月、民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱が承認され、法務大臣に答申されました。

要綱の内容は、従来の3類型（後見・保佐・補助）の補助への一本化、支援内容の個別化、選任・交代・終了の柔軟化、本人の意思の尊重など多岐にわたりますが、中でも実務に携わる私たちが特に重く受け止めるべき点は、意思決定支援の位置づけがより一層明確化されたことにあると考えます。意思決定支援については、現行の民法においても、御本人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮することが義務付けられています。また、平成29年からの第一期、令和4年からの第二期成年後見制度利用促進基本計画においても意思決定支援の重視が掲げられ、権利擁護支援の重要な要素として理念の浸透が図られてきました。

今、後見人等は単に財産管理や身上保護における代理権を行使する者ではなく、御本人の尊厳ある生活と地域社会への参加を支える役割を担うことがこれまで以上に強く求められています。

2. 意思決定支援に当たり大切なこと

コスモスでは設立当初より、財産管理のみならず、御本人の意向を丁寧に聴き取り、身上保護を重視する

寄り添い型支援を特徴としてきました。判断能力が不十分な方にも、好みやこだわり、生き方への思いは必ずあります。その思いを最大限に尊重するためには、定期的な面談を通じて御本人との信頼関係を築くことが重要です。御本人の声に真摯に耳を傾け、何気ない会話からも言葉の奥にある思いを丁寧に汲み取ることを大切に支援を続けてきました。

保佐・補助相当の方の場合には、転居や就労先の変更、高額な物品の購入などについて、対話からその思いに気づき、意思を確認できることが多くあります。一方、後見相当で重度の認知症や障害により言語によるコミュニケーションが困難な方の場合には、御本人の気持ちに気づくことが難しく、意思確認も容易ではありません。そのような場合には、表情、視線、身振り、行動の変化などを注意深く観察し、少しでも意思を汲み取れるよう努めています。また、個人の主観や価値観に偏ることのないよう、御本人とは一対一で向き合うだけでなく、御本人を支える福祉・医療関係者等とも良い関係性を築き、連携したチーム支援を心がけています。多職種、多機関による総合的な視点での検討がより適切で質の高い支援につながると考えています。

3. 事例

重度の知的障害をお持ちの40代女性、Aさんの事例を御紹介します。Aさんは会話による意思疎通が難しく、唯一発することができるのは「いや」という言葉のみです。御両親を相次いで亡くされ、遠方に住む御親族の申立てにより私が後見人に選任されました。

選任当初は障害者グループホームで穏やかに暮らしていましたが、ある時期から自室に閉じ籠もることが多くなり、食事もほかの入居者が集まるリビングでは

なく自室内で取るようになりました。更に壁を激しく叩く、突然大声を出すというような行動も見られるようになりました。温かな性格であったAさんがなぜ不安定になってしまったのか、原因を検討するため御本人を囲んで支援者会議が開かれました。しかし、言葉で理由を聞き出すことはできず、御本人をよく知る親族もいません。会議にはホームの管理者、世話人、相談支援専門員、行政のケースワーカー、サービス事業者の担当者等が集まり、多角的な視点から意見を出し合いました。そして、日々の生活や行動記録をつなぎ合わせた結果、ホーム内での人間関係が心理的負担となっているのではないか、という推定に至りました。

この検証のため、負担のないよう配慮をしながら、別のグループホームへの体験入所を段階的に実施することになりました。すると、Aさんは徐々に落ち着くようになり、大声や壁を叩く行為は減り、時折以前のような優しい笑顔が見られるようになったのです。私たちはこの変化こそが御本人の意思表示であると受け止め、転居が最善であるという認識をチームで共有しました。

現在、Aさんは新しい環境で穏やかな自分らしい毎日を過ごされています。

4. おわりに

成年後見制度が大きな変革期を迎える中、私たち後見人等は御本人の尊厳ある生活を支えるための柔軟な支援、そして意思の尊重をより強く意識した対応に努めていかなければなりません。後見事務においては、事例のように御本人の日常生活に大きな影響を及ぼす判断や正解のない問いに直面し、深く悩むことも少なくありません。しかし、行政書士としての専門性をいかに、御本人の生活に深く関わり、関係者と共に検討を重ねながら権利擁護の実現に努めていくこの業務に私は大きなやりがいを感じています。今後、成年後見制度が利用者にとって真にメリットを実感できる制度へと発展していくためには、コスモス設立当初からの寄り添い型支援をより徹底し、常に意思決定の中心に御本人を置く本人中心主義の実現に寄与していくこと、そして人生の伴走者として支え続けていくことが私たちの使命であると考えます。

共に取り組んでくださる行政書士の先生方の御入会を心よりお待ちしております。

コスモスへの入会の御案内

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）では、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください。

（入会手続については、ホームページを御覧ください。 <https://cosmos-sc.or.jp/entry.html>）

- ・行政書士がコスモスに入会するためには、原則として入会前研修（30時間）を受講の上、考査に合格する必要があります。
- ・入会金 10,000 円、年会費 24,000 円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度への加入が必要です（年間保険料 5,810 円）。
- ・入会後は、受託している成年後見業務について、年に4回の業務報告を行う必要があります。また、義務研修として年間10単位の研修を受講していただきます。

入会前研修の実施時期などの詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。



コスモス 15周年ロゴ

コスモス成年後見サポートセンターの現状 (令和8年3月1日)

会員数 2,707名（個人正会員数）
 支部 全国42支部
 受任件数 6,384件

行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各単位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



会員の動き

登録者数 (令和8年3月末日現在)

合計	54,432名		
内 訳	男	45,046名	女 9,386名
個人事務所開業	男	41,937名	女 8,305名
行政書士法人社員	男	2,298名	女 477名
個人使用人行政書士	男	448名	女 309名
法人使用人行政書士	男	363名	女 295名

法人会員 (令和8年3月末日現在)

法人会員数	1,721
法人事務所数	1,989
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,446
従たる事務所数	543

異動状況 (令和8年3月中の処理件数)

新規登録	合計	302名	
	内 訳	男 242名	女 60名
登録抹消	合計	391名	
	内 訳	男 334名	女 57名
抹消内訳	廃業	353名	
	死亡	38名	
	その他	0名	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (奥野)

本年1月1日から、行政書士は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上と業務の改善進歩を図るよう努めることとされました。

ここで、「デジタル社会」とは何かを改めて確認してみました。デジタル社会形成基本法第2条の定義を要約すると、インターネット等のネットワークを通じて情報を自由かつ安全にやり取りし、AI・IoT・クラウドなどの先端的な情報通信技術を用いて大量のデータを適切かつ効果的に活用することで、あらゆる分野の発展が可能となる社会を指すものとされています。

社会が変わり、「ハンコと紙の世界」から「クリック(タップ)とデータの世界」へと転換したとしても、「見慣れない書類(書式)」を前に困る人がいるのは、今も昔も変わりません。だからこそ行政書士は、国民の権利利益の実現を支える専門職として、引き続き重要な役割を果たしていくのだと感じています。

月刊 日本行政 5月号

第642号 令和8年4月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 **日本行政** 5月号

令和8年4月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階